

# 熊本県公報

第 1 1 5 7 2 号  
平成 19 年 7 月 9 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 熊本県後期高齢者医療広域連合と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約……………(市町村総室) 1
  - 指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)……………(高齢者支援総室) 1
  - 指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問介護)……………( " ) 1
- 公 告**
- くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進委員会の開催……………(企画課) 2
  - 抗インフルエンザウイルス薬の購入に関する随意契約の相手方の決定……………(健康危機管理課) 2
- 登 載 依 頼**
- 平成 19 年度行政書士試験の実施……………(市町村総室) 3

## 告 示

### 熊本県告示第 614 号

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 7 条第 4 項及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成 19 年 7 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県後期高齢者医療広域連合と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 7 条第 4 項の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を熊本県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

### 熊本県告示第 615 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人煌介護支援センター・おおきな木浜松 水俣市浜松町 3 番 17 号	社会福祉法人煌	平成 19 年 7 月 1 日

### 熊本県告示第 616 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス

事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人煌介護支援センター・おおきな木浜松 水俣市浜松町 3 番 17 号	社会福祉法人煌	平成 19 年 7 月 1 日

公 告

熊本県公告第 609 号

自律移動支援プロジェクト「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進委員会」を次のとおり開催する。

平成 19 年 7 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時  
平成 19 年 7 月 26 日（木）  
午後 4 時 30 分から午後 6 時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題  
くまもと安心移動ナビ・プロジェクトの実施方針等について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、開催予定時刻までに、会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室  
(電話 096-333-2015)

熊本県公告第 610 号

特定調達契約につき、契約の相手方が決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 19 年 7 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称・数量  
抗インフルエンザウイルス薬（リン酸オセルタミビル製剤 75mg） 770,000 カプセル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称・所在地  
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策班  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 19 年 6 月 22 日
- 4 随意契約の相手方の氏名・住所  
中外製薬株式会社  
東京都北区浮間五丁目 5 番 1 号
- 5 契約に係る契約金額  
181,912,500 円（うち消費税及び地方消費税の額 8,662,500 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号の規定による。

**登 載 依 頼**

平成 19 年度行政書士試験の実施について  
 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、熊本県知事から委任を受けた平成 19 年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成 19 年 7 月 9 日

財団法人行政書士試験研究センター 理事長 池ノ内 祐司

- 1 試験期日 平成 19 年 11 月 11 日（日）午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 試験場所 熊本大学 黒髪北地区（熊本市黒髪二丁目 39 番 1 号）
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成 19 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14 題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

4 受験手続

(1) 受付期間 平成 19 年 8 月 6 日（月）から 9 月 7 日（金）まで

(2) 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター  
 受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。9 月 7 日の消印があるものまで受け付けます。

(3) 提出書類 受験願書一式（配布場所については（5）をご覧ください。）

(4) 受験手数料 7,000 円  
 受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

(ア) 配布期間 平成 19 年 8 月 6 日（月）から 8 月 31 日（金）まで  
 郵送を希望する方は、140 円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角 2 号：A4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、下記あて先まで郵便で請求してください（8 月 31 日必着のこと。）。

- a 名 称 財団法人行政書士試験研究センター
- b 住 所 〒100-8779 東京中央郵便局留

イ 窓口配布

- (ア) 配布期間 平成 19 年 8 月 6 日（月）から 9 月 7 日（金）まで
- (イ) 配布場所
  - a 熊本県庁新館 1 階情報プラザ及び総務部市町村総室（熊本市水前寺六丁目 18-1）
  - b 宇城地域振興局総務部総務振興課（宇城市松橋町久具 400-1）
  - c 玉名地域振興局総務部総務振興課（玉名市岩崎 1004-1）
  - d 鹿本地域振興局総務部総務振興課（山鹿市山鹿 1026-3）
  - e 菊池地域振興局総務部総務振興課（菊池市隈府 1272-10）
  - f 阿蘇地域振興局総務部総務振興課（阿蘇市一の宮町宮地 2402）
  - g 上益城地域振興局総務部総務振興課（上益城郡御船町辺田見 396-1）
  - h 八代地域振興局総務部総務振興課（八代市西片町 1660）
  - i 芦北地域振興局総務部総務振興課（葦北郡芦北町芦北 2670）
  - j 球磨地域振興局総務部総務振興課（人吉市西間下町 86-1）
  - k 天草地域振興局総務部総務振興課（天草市今釜新町 3530）
  - l くまもと県民交流館パレア（熊本市手取本町 8-9 テトリア熊本内）
  - m 熊本県行政書士会（熊本市水前寺公園 28-47 嘉悦ビル 1 階）

(ウ) 配布時間 上記 a から k までについては、午前 8 時 30 から午後 5 時 30 分まで

- 上記1については、午前9時から午後9時まで  
上記mについては、午前9時から午後5時まで
- (6) インターネットによる受験申込み
- ア 受験申込み画面への入力
- (ア) 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。
- イ 受験手数料の払込み
- (ア) 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。
- (イ) 利用できるクレジットカード VISA・Master・UC
- (ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。
- ウ 受付期間
- (ア) 平成19年8月6日(月)午前9時から9月4日(火)午後5時まで  
この出願システムは、9月4日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。
- (イ) 最終日(9月4日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。
- (7) 連絡先(問い合わせ先)  
財団法人行政書士試験研究センター  
電話番号 03(5251)5600
- 5 特例措置の実施  
身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず行政書士試験研究センターへご相談ください。
- 6 合格発表の日時及び方法
- (1) 日 時 平成20年1月28日(月)午前9時
- (2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。  
また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載します。